

## トーキョーアーツアンドスペース 展示室使用規程

---

### 1. 展示室について

- ・ TOKAS 本郷の会場構成は次のとおりです。  
SPACE A(1F): ロールカーテンつき窓(嵌め殺し)あり。赤土の床。床面積約 70 m<sup>2</sup>。  
SPACE B(2F): 窓なし。小部屋の使用も可。黒土の床。床面積約 70 m<sup>2</sup>。  
SPACE C(3F): 窓なし。フローリングの床。床面積約 35 m<sup>2</sup>。  
SPACE D(3F): ロールカーテンつき窓あり。フローリングの床。床面積約 35 m<sup>2</sup>。  
※ SPACE C と D は、仮設壁で分割された空間です。  
※ SPACE C と D は、音響のある作品は展示できません。(ヘッドホンの使用は可能)
- ・ 各展示室共通: 壁は一部を除き石膏ボード。ビス打ち可。天井はコンクリートのため、ビス打ちは専門業者のみ可。建築物の梁部分にはアンカー等は打ち込めません。すべての展示室とも床面へのビス打ちは原則禁止です。  
展示室の様子は TOKAS ウェブサイトからご確認いただけます。  
<https://www.tokyoartsandspace.jp/location/hongo.html>
- ・ TOKAS が所有する照明器具(LED スポットライト、蛍光灯など)を使用できます。ただし数に限りがあるため、同時開催の展示者との調整のうえ、使用可能な照明器具を各展示室に分配します。
- ・ TOKAS の承認を受けていない場所や、指定以外の日時は会場を使用できません。

### 2. 使用条件

- ① 企画実施者は次のことを行っていただきます。
  - ・ 展覧会実施における作品搬入、会場設営及び照明等機材の設置
  - ・ 展覧会実施後の作品撤去及び搬出
  - ・ 展示室内の原状復帰(壁穴の充填及び壁塗装等)  
※ 充填剤及び塗料はトーキョーアーツアンドスペース(以下 TOKAS)が提供します。
- ② 次の事項に該当する場合は、TOKAS の裁量により使用の制限、使用承認の停止または取消を行うことがあります。
  - ・ 法令及び公序良俗に反すると判断したとき。
  - ・ 申請にある使用目的以外で展示室を使用したとき。
  - ・ TOKAS の承認を受けていない日または時間に展示室、機材等を無断で使用したとき。
  - ・ 宗教活動、政治活動または営利活動を主たる目的として使用したとき。
  - ・ 騒音、悪臭、液体の飛散等により、TOKAS の施設、来場者、他の使用者、または近隣住民に迷惑を及ぼすとき。
  - ・ その他、TOKAS 事業の円滑な管理、運営に支障があると認められたとき。

### 3. 注意事項

- ・ 裸火、スモーク等、火気の使用はできません。
- ・ 施設内及び敷地内は禁煙です。
- ・ 展示室は基本的に飲食禁止です。来場者への飲食物の提供を伴う展示は原則として実施できません。
- ・ 販売、寄付など、来場者と応募者の間に金銭の收受を伴う展示は実施できません。
- ・ 来場者への危害を加える恐れのあるもの、施設を汚染・棄損する恐れのあるものは実施できません。
- ・ 展示作業、公演の準備で発生したゴミはお持ち帰りください。
- ・ TOKAS 本郷には、駐車場、エレベーターはありません。
- ・ 搬入・設営、展示、撤去・搬出時等の事故、作品の破損や紛失について、TOKAS では一切の責任を負いかねます。必要に応じて企画者自身で保険に加入してください。
- ・ 当館の施設は古い建物を改修利用しておりますので、十分な温湿度管理はできかねます。予めご了承ください。
- ・ 搬入出、展示中、公演の準備中に TOKAS の施設等を破損した場合は、修復の費用をご負担いただきます。
- ・ TOKAS には作品の看視員はいません。看視等が必要な場合は各自の責任において行ってください。
- ・ 来館、退館の際は、必ず事務室にお立ち寄りください。